

# 住宅改修に伴う 固定資産税の減額措置について

## バリアフリー改修 に伴う減額措置

平成19年4月1日から平成25年3月31日までに既存の住宅に一定のバリアフリー改修を行った場合、申告に基づき固定資産税の3分の1が減額されます。

### ◆適用対象

- ・平成19年1月1日に現存する住宅であること。
- ・65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方または障がいのある方が居住する住宅であること。
- ・バリアフリー改修工事（廊下または出入口の拡幅、階段のこす配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化）が30万円以上（補助金を除く自己負担）であること。

### ◆減額される範囲

住宅の床面積が100㎡までのものはその全部が減額対象に、100㎡を超えるものは100㎡分に相当する部分のみ減額対象になります。

### ◆減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度分

### ◆申告の方法

減額を受けようとする方は、申告書・領収書・工事費明細書（改修箇所）の図面・写真（改修前・改修後）などの関係書類を添付し改修後3カ月以内に税務課へ申告してください。

## 耐震改修工事 に伴う減額措置

平成27年12月31日までに既存の住宅に一定の耐震改修を行った場合、申告に基づき固定資産税が2分の1に減額されます。

### ◆適用対象

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること。
- ・改修工事費が30万円以上であること。

### ◆減額される範囲

住宅の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分のみ減額対象になります。

### ◆減額される期間

工事完了時期

工事完了時期	減額期間
平成22年～平成24年	翌年度から2年度分
平成25年～平成27年	翌年度1年度分

### ◆申告の方法

減額を受けようとする方は、次に掲げる書類を改修後3カ月以内に税務課へ提出してください。

- ・耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額規定の適用申告書
- ・耐震基準に適合した工事であることの証明書（※）
- ・耐震改修に要した費用を証する書類

※証明書は、建築士、指定確認検査機関および指定住宅性能評価機関発行のものが必要です。

## 省エネ改修 に伴う減額措置

平成20年1月1日以前に建築された居住用の家屋（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに、一定の熱損失防止（省エネ）改修工事（自己負担額が1戸当たり工事費30万円以上のもの）が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分限り、申告により1戸当たり120㎡分までを限度として固定資産税の3分の1を減額します。

### ◆適用対象

- ・平成20年1月1日に現存する住宅であること
- ・次の（イ）の工事、または（イ）と併せて行う（ロ）～（ニ）の工事であること。

- （イ）窓の断熱改修
- （ロ）床の断熱改修
- （ハ）天井の断熱改修
- （ニ）壁の断熱改修

※（イ）の工事は必須です。  
※省エネ改修工事とは、総務大臣と国土交通大臣が協議して定

めた工事内容で、いずれの改修部位も現行の省エネ基準に適合することが必要です。

### ◆減額される範囲

住宅の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分のみ減額対象になります。

### ◆減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度分

### ◆申告の方法

減額を受けようとする方は、次に掲げる書類を改修後3カ月以内に税務課へ提出してください。

- ・熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額申請書
- ・省エネ基準に適合していることの証明書（※）
- ・省エネ改修に要した費用を証する書類

※証明書は、市では発行することができません。登録された建築事務所に属する建築士・指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明が必要ですので、改修工事を行った工務店、建築事務所などにお問い合わせください。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58  
2111（内線1136）

